

保留地・市有地 公売（先着順）のご案内

●申し込み

申込案内・用紙の配布

- 場 所： 日野市役所本庁舎4階 総務部財産管理課 土地活用係
- 時 間： 午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始を除く）
- ・抽せん及び入札公売期間中の平日の閉庁時間及び土・日・祝日は市役所1階守衛室で配布
 - ・日野市ホームページでも閲覧、ダウンロードできます。

申込受付

- 場 所： 日野市役所本庁舎4階 総務部財産管理課 土地活用係
- 時 間： 午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始を除く）
- 方 法： 「保留地買受申込書」又は「市有地買受申込書」に必要事項を記入のうえ、個人は世帯全員の住民票（マイナンバーの記載の無いもの）を、法人は商業登記簿謄本を添付し、直接受付場所へご持参ください（郵送でのお申込みはできません）。
- 代理人が申込みを行う場合は、委任状が必要です。

参加資格

- ① 代金の支払能力がある個人及び法人
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団関係者等で、警察当局から排除要請がある者及びその代理人でないこと。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている法人およびその役員または構成員並びにその代理人でないこと。

注意事項

申込にあたり、この案内書及び現地を必ず確認してください（現況で引渡しをします）。

現地確認の際、付近に工事中の箇所がある場合、事故のないように十分気をつけてください。

なお、周辺の土地について、今後所有者が個々に土地利用を図る上で、どの様な建築がなされるかは未定です。周辺の状況変化や用途地域・関係法令等についても、十分考慮した上で申込みください。

申込結果

申込当日の受付分をもって決定といたします。申込者が1名の場合は、そのまま契約者として決定しますが、申込当日に複数の方が申込みされた場合は、くじにて決定します。

契約者には、「売渡し決定通知書」等を郵送します。

●売買契約 代金の支払

売買契約

- ① 「売渡し決定通知書」にて指定された期間中に契約の締結をしていただきます（通知からおおむね1か月）。
- 「売渡し決定通知書」を受けた者が指定された期日までに契約を締結しないときは、その決定を取り消させていただきます。

たきます。

② 契約締結日までに処分価格の100分の10に相当する契約保証金をお支払いいただきます。

③ 売買契約の際、次のものが必要となります。

・実印 ・印鑑証明書(一通) ・契約保証金の領収書 ・収入印紙(売買契約相当の金額)

④ 残額については、契約締結後90日以内に納めていただきます。

⑤ 売買契約を共有で締結される場合は、あらかじめ契約前に申し出てください。

契約の解除

① 次の場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約保証金はお返しいたしません(ただし、特に認められる理由の場合はこの限りではありません)。

1. 買受人(契約者)が指定された期日までに売買代金を納付しない場合
2. 買受人が契約の解除を申し出た場合
3. 買受人が契約書及び関係する規則等に違反した場合

② 上記の2.3.による契約解除の場合で、売買代金の完納後であるときは、違約金として売買代金の100分の10に相当する額をいただきます。

③ 契約解除により買受人に契約保証金又は売買代金をお返しする場合には利子をつけません。

指導勧告の遵守

区画整理事業及び行政上の指導勧告を遵守してください。

●土地の引渡し

土地の引渡し

売買代金の完納後、日時を調整の上、現地にて土地の引渡し(保留地は使用収益の承認)をします。

※引渡しは現況になります。

所有権移転登記

① 保留地は、区画整理事業中ですので、土地区画整理法にもとづく換地処分後、日野市が買受人(契約者)に対する所有権移転登記を行います。

② 市有地は、売買代金の完納後、所有権移転登記を日野市にて囑託いたします。

※①②とも登記に要する諸費用(登録免許税)は、買受人の負担になります。

保留地の権利移転に関する取扱い

保留地については権利移転に制限がございますが、以下の条件に該当する場合には保留地の権利移転が可能です。

- ① 独立して一宅地とならないため随意契約により処分した保留地を隣接する自己所有地と一体で同一人に売却又は贈与する場合。
- ② 一般競争入札により取得した保留地を売却又は贈与する場合。
- ③ 入札及び抽せんのない、あるいは契約辞退により契約が成立せず随意契約(先着順)となった保留地を宅地建物の売買を業とする買受人が、土地付き戸建て住宅として売却する場合。
- ④ 日野市との契約締結から5年以上経過した場合。
- ⑤ 相続、合併等により権利を継承する必要があるとき。
- ⑥ その他、特別な事情により施行者が認めた場合。

※上記⑤以外のケースにつきましては、事前に日野市との協議及び許可申請が必要となります。

●特記事項（保留地）

① 登記

保留地とは土地区画整理事業により新しく生み出された土地で、区画整理事業が終わるまで土地の登記ができません。

② 宅地の形状変更

原則として現況での使用となりますが、宅地の切土、盛土等形状を変更する場合には、土地区画整理施行者（日野市）等の許可が必要です。

③ 建築物について

建築物を建てる際には建築確認申請の他に土地区画整理法第76条、地区計画の届出等の申請が必要になります。また、建築基準法、東京都建築安全条例、日野市まちづくり条例等その他関係法令を遵守してください。

④ 埋蔵文化財の発掘調査

埋蔵文化財包蔵地内に存する保留地で、土木工事等（宅地造成や住宅建設など、地面を掘削するあらゆる工事）を行う場合、工事着工60日以上前までに届出が必要となります。また、建築物によっては調査等が必要となる場合があります（詳しくは、ふるさと文化財課 埋蔵文化財窓口(042-583-5100)へお問い合わせください）。

⑤ 地盤・地耐力調査について

保留地に建物を建築（または工作物を築造）する際、買受人が建築を依頼する建築会社から、地盤・地耐力調査を要請されることがあり、その結果によっては地盤改良工事等が必要となる場合があります。地盤改良工事等については、建築物や工作物の構造、規模、重量及び依頼する建築会社により異なります。なお、地盤改良工事等については買受人の負担となります。

⑥ 固定資産税について

固定資産税については、保留地引渡し日の翌年1月1日より、土地購入者に課せられます。また、その他の税金についても一般の土地売買と同様に生じます。

⑦ 面積の過不足に伴う清算

引渡しを受けた土地について、換地処分に伴う出来形確認測量実施の結果、面積に過不足を生じた場合には、契約時の単価にて清算をすることとなります。

⑧ 上下水道、都市ガス施設の引き込みについて

各施設の保留地への引き込み費用については買受人負担となります。なお、下水道について公共汚水柵までは公費負担となる場合がございますので、日野市環境共生部下水道課（普及係：042-514-8324）までお問い合わせください。

⑨ 周辺工事

現在進行している区画整理事業の工事は、まだしばらく続きます。騒音、振動、ほこりや工事車両の通行については、あらかじめご承知おきください。

⑩ 住所について

保留地は、換地処分までは地番を持たない土地のため、住宅等を建築し住民票を異動する場合には底地番が住所となります。そのため複数の方が同じ地番を住所としてお使いになることがあります。保留地の住所の表示は底地番の後に括弧書きで街区番号を用いた暫定住所地番をご利用いただけます。

⑪ 航空法について

航空法により、建築物の高さの制限があります。詳細は下記へお問い合わせください。

- ・横田基地 横田防衛事務所施設第一係 (042-551-0319)
- ・立川飛行場 陸上自衛隊立川駐屯地運行管理部 (042-524-9321)

●特記事項（市有地）

① 宅地の形状変更

原則として現況での使用となりますが、宅地の切土、盛土等形状を変更する場合には、日野市等の許可が必要です。

② 建築物について

建築物を建てる際には建築確認申請等の手続きが必要になります。また、建築基準法、東京都建築安全条例、日野市まちづくり条例等その他関係法令を遵守してください。

③ 地盤・地耐力調査について

市有地に建物を建築(または工作物を築造)する際、買受人が建築を依頼する建築会社から、地盤・地耐力調査を要請されることがあり、その結果によっては地盤改良工事等が必要となる場合があります。

地盤改良工事等については、建築物や工作物の構造、規模、重量及び依頼する建築会社により異なります。

なお、地盤改良工事等については買受人の負担となります。

④ 固定資産税について

固定資産税については、市有地引渡し日の翌年1月1日より、土地購入者に課せられます。

⑤ 上下水道、都市ガス施設の引き込みについて

各施設の市有地への引き込み費用については買受人負担となります。なお、下水道について公共汚水柵までは公費負担となる場合がございますので、日野市環境共生部下水道課(普及係:042-514-8324)までお問い合わせください。

⑥ 航空法について

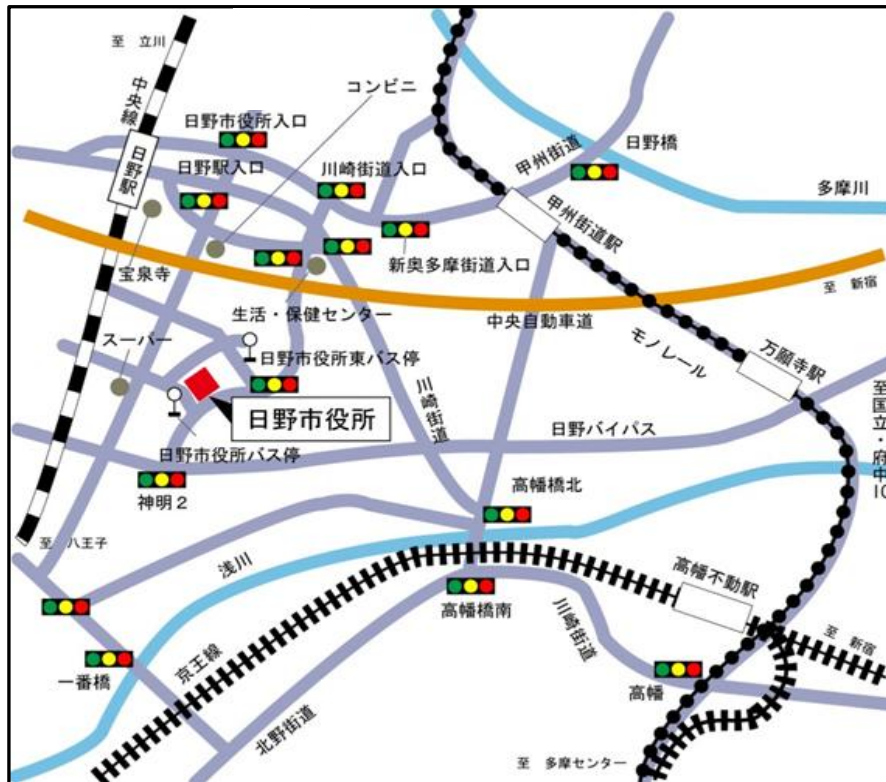
航空法により、建築物の高さの制限があります。詳細は下記へお問い合わせください。

- ・横田基地 横田防衛事務所施設第一係 (042-551-0319)
- ・立川飛行場 陸上自衛隊立川駐屯地運行管理部 (042-524-9321)

この保留地・市有地公売に関するお問い合わせは
〒191-8686
東京都日野市神明1丁目12番地の1
日野市役所

(販売担当)
総務部 財産管理課 土地活用係
TEL : 042-514-8161 (直通)
FAX : 042-581-2516
Mail : zaisan@city.hino.lg.jp

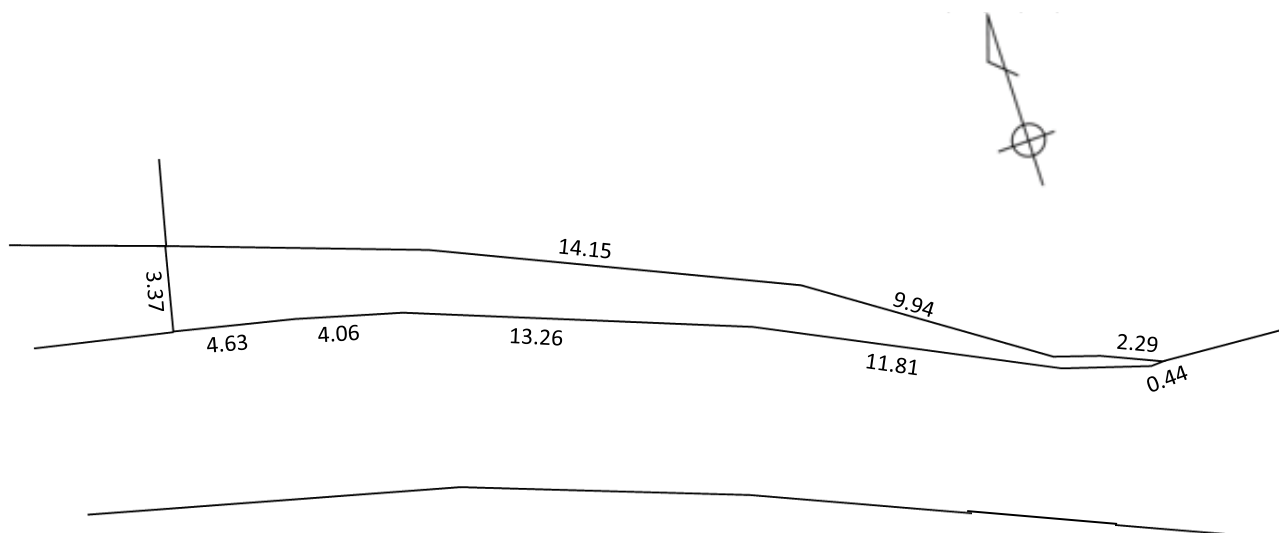
(事業主体)
まちづくり部 区画整理課 計画係
TEL : 042-514-8395 (直通)



栄町地区(市有地)

所在	面積 (㎡)	坪	単価 (円/㎡)	公売価格 (円)	用途地域	地区計画	建ぺい率 容積率	高度地区
栄町五丁目 25番25	69.70	21.08	25,200	1,756,440	工業地域	無	60/200	指定なし

詳細図



※都道との接道は11.81mとなります。詳細は財産管理課へお問い合わせください。

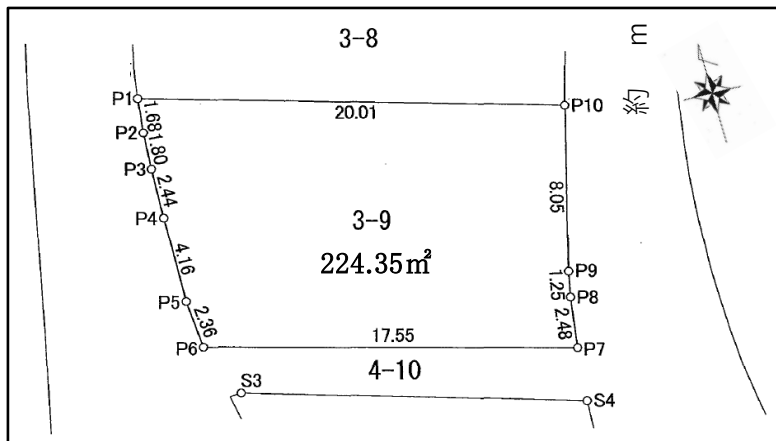
※現況での引渡しとなります。

※隣接地所有者の承諾書が必要になります。

敷地内 電柱	上空高圧線	埋蔵文化財 包蔵地域	その他	前面道路に		
			3m未満浸水想定区域(一部10m未満) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) 傾斜地割合100%、電柱支線あり 取水口あり、階段あり	ガス	水道	下水
無	無	指定なし		無	有	有

南平地区(市有地)

所在	面積 (㎡)	坪	単価 (円/㎡)	公売価格 (円)	用途地域	地区計画	建ぺい 容積率	高度地区
南平九丁目 3番9	224.35	67.86	109,100	24,476,585	第1種低層 住居専用地域	有	40/80	第1種



1. 有効宅地部分約79%、擁壁部分約21%
2. 日鉱住宅地地区住民協定
3. 宅地造成工事規制区域内
4. 都立多摩丘陵自然公園内
5. 土砂災害警戒区域内

① 地区計画

住宅地として良好な環境を維持増進するため、都市計画法による地区計画が定められています。

概要は日野市のホームページ(「地区計画」で検索)にて確認できます。

詳細は都市計画課までお問い合わせください。

地区計画	日鉱住宅地地区地区計画(一部抜粋)
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 住宅(3戸以上の長屋を除く) 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3. 診療所兼用住宅 4. 上記の建築物に付属するもの
建築物の敷地面積の最低限度	140㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。
垣またはさくの構造の制限	道路に面する垣またはさく(門柱を除く)の構造は、生垣またはフェンスとする。ただし、高さ1.2m以下のコンクリートブロック塀等はこの限りではない。

② 住民協定について

住民協定事項は次のとおりです。詳細については、必ず自治会にお問合わせください。

日鉱住宅地地区住民協定(平成18年11月18日自治会決定)

(1) 建築物の高さは、平成18年11月18日現在の地盤面を基準とする。

(2) 日鉱不動産株式会社が布設した擁壁上部のU字側溝より擁壁までは、将来にわたって土留構造物の増積等、法面の安定を阻害する行為をしてはならない。

③ その他

敷地内 電柱	上空高压線	埋蔵文化財包蔵地域	前面道路に		
			ガス	水道	下水
無	無	指定なし	有	有	有

※宅地内引き込み済。接続は買い受けた方が行ってください。

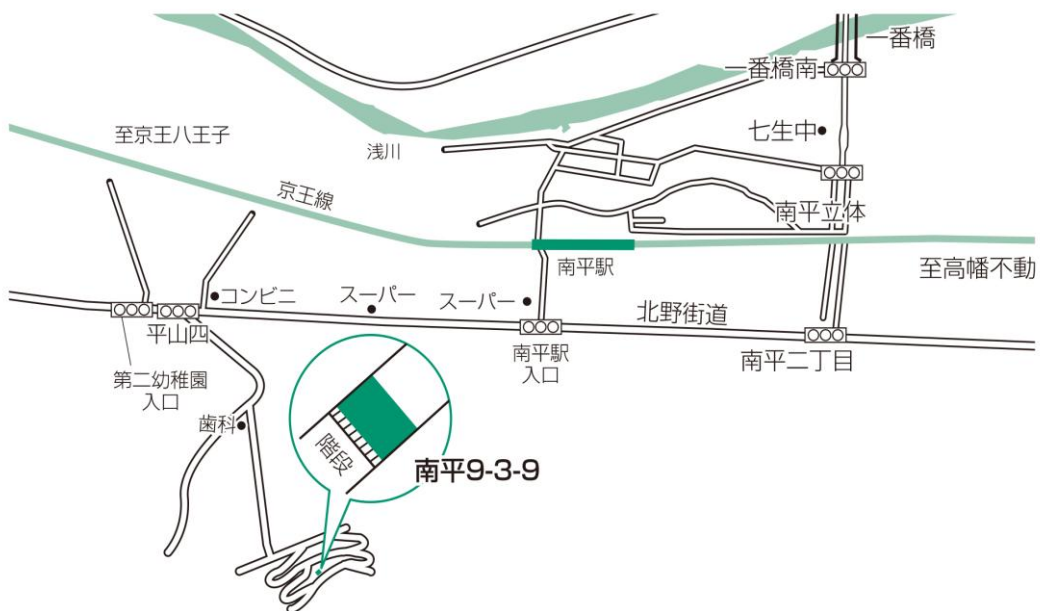
栄町地区(市有地)

案内図



南平地区(市有地)

案内図



様式第 1 号 (第 4 条関係)

日野市有地買受申込書

土地の表示	日野市
面積	平方メートル

上記の日野市有地を買い受けたいので申し込みます。

年 月 日

(あて先)
日野市長

申込者
住所

氏名

印

年 月 日

日 野 市 長

住所
隣接地所有者
氏名

印

承 諾 書

私が所有する下記土地に隣接する日野市有地については、下記の者が買い受けることについて異議無く承諾する。

記

1. 土地の表示 所在地番

2. 買受人
住所氏名

3. 市有地の表示

※印鑑登録証明書添付